

檀原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年 7月12日（金）午後2時00分から午後2時50分
2. 開催場所 檀原市役所 北館入札室
3. 出席委員（8名）

2番 安田宗義（副会長）	3番 吉川作衛
4番 上田逸朗（会長）	5番 中川眞一
9番 蘆村雅光（副会長）	11番 岡崎佳世子
12番 吉川恵三（副会長）	13番 岡本和久

（7月の総会は感染を防ぐために出席委員を減じた8名（会長、副会長 3名、小委員会委員 1名、小委員会委員以外の農業委員 3名）で開催。
4. 欠席委員 1名 14番 福田照美
5. 議事日程

第 1	議事録署名委員の指名	（3）吉川作衛	（5）中川眞一
第 2	第1号議案	農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件	
第 3	第2号議案	農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件	
第 4	第3号議案	農地法第4条農地転用許可申請に関する件	
第 5	第4号議案	農地法第5条農地転用許可申請に関する件	
第 7	報告 1	農地法第5条農地転用届出に関する件	
第 8	報告 2	農地法第18条第6項の通知に関する件	
	その他		

6. 会議の概要

事務局長	<p>総会を開催させていただく前に、今月も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い時間短縮した形で進めさせていただきます。また、昨年5月の総会で提案させていただきました「6月以降の総会・小委員会について」に基づいて感染対策をさせていただいていますが、12月より9名体制とさせて頂いており、本日は 会長、副会長3名、小委員会委員 1名、小委員会委員以外の農業委員 3名の8名で開催させていただきます。</p> <p>それではただ今より、令和3年 7月 総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
上田会長	<p>【挨拶】</p>
議長（上田会長）	<p>委員の皆様方には、お忙しいところ ご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席委員は8名であり、法定数に達しておりますので、これより令和3年 7月の総会を開会いたします。</p> <p>なお、事務局から説明がありましたように、14番 福田 照美委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p>
議長（上田会長）	<p>日程第1 議事録署名委員の指名については、3番 吉川 作衛委員、並びに 5番 中川 眞一 委員 を指名いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局長補佐	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>7月総会の議案の案件については、現地調査及び小委員会の審査を実施いたしました。</p> <p>なお、今月も出席委員を減じての開催であるため、総会の議案書を郵送させていただいております。案件内容を事前にご確認していただいていると思いますので質問、ご意見等あればいただき、採決に入らせていただきます。</p> <p>議案に入る前に先にご報告させていただきます。</p> <p>議事日程第2 第1号議案の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件に関する件の3番につきましては、小委員会（審査）を開催しました。審査の内容については後ほど説明させていただきたいと思っております。</p> <p>議事日程第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件の2番から3番は個別での申請になりますが、青空駐車場と</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>して完成後は一体利用されます。</p> <p>議事日程第5第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件の1番は、営農型発電設備でございます。一時転用でありますので3年毎の更新になります。当初、平成27年に申請されており、その3年後の平成30年に1回目の更新がありました。今回は2回目の更新となります。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>それでは議長、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案に入ります。</p> <p>日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>第1号議案の1番から3番につきましては、小委員会にかかっております。まずは、1番ですが 中川 委員が関係している案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中川委員には当該事案の審議の間、退席をお願いします。</p> <p>【中川 委員 退席】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>中川 委員 が退席しておられますので、先に採決いたします。</p> <p>第1号議案 の1番について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案の1番の 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の1番は許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>中川 委員、席にお戻りください。</p> <p>【中川 委員 着席】</p>

議 長（上田会長）	<p>続けます、第1号議案 2番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
議 長（上田会長）	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案 2番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議 長（上田会長）	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の2番は許可と決定いたしました。</p>
議 長（上田会長）	<p>第1号議案 3番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。この案件につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、小委員会での聞き取りなどを説明させていただいた上で採決したいと思っております。</p> <p>では事務局より説明願います。</p>
事務局長補佐	<p>はい。農地法第3条申請の提出が譲受人である****氏より申請がありました。申請書類の添付書類等に申請人の夫である××××氏の名前が記載されており、調べると当人が所有する農地において違反転用されている状況が判明しました。</p> <p>農地法では、農地法第3条第2項第1号において、所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合は許可することはできないとあります。</p> <p>このことを踏まえ、小委員会で申請人に対し申請内容等に関する質疑を行いましたので、その内容等を説明させていただきます。</p> <p>① 申請書及び営農計画書には、申請人の****さんの職業は農業となっているが、申請人がされている農業の状況について。</p> <p>⇒主婦と農業をされており、所有している農地は3～4反、頼まれた</p>

<p>事務局長補佐</p>	<p>分の農地をあわせると1町ぐらいになる。</p> <p>②営農計画の農機具所有状況に記載されている農機具について、申請人が所有しているのか、他に所有している農機具はないか、また、だれが操作するのか。</p> <p>⇒トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、脱穀機1台、トラック(3.5t)があり、農機具は夫(××××)の所有である。操作は夫又は、息子である。</p> <p>③営農計画書の農業従事者及び従事日数には、申請人を含め5名が記載されている。その続柄及び同居の有無について。</p> <p>⇒申請人(****)の夫(××××)が同居。息子(●●●●)とその妻(○○○○)の夫婦は別に同居、実家に××××の母の△△△△が別にいる。</p> <p>④檜原市一町****、****の2筆、計3,004㎡の農地を取得する申請であるが、何を作るのか、また、それは自家消費用又は、販売用か。</p> <p>⇒米を作る。自家消費としても耕作しているが、ほとんどは販売する。</p> <p>⑤約3,000㎡の農地を買うには、資金が必要であり購買能力について確認させていただく必要がある。申請人(****)の収入状況について、答えられる範囲でお答えください。</p> <p>⇒家の仕事をしており専従者として、*****円の給料がある。又、預金があり購入するには問題はない。</p> <p>⑥申請人と夫の××××氏は、住民票においても同居であり生計においても、××××氏の収入が主である同一生計ということか。</p> <p>⇒申請人(****)と夫(××××)とは、同一生計です。</p> <p>何による収入か</p> <p>⇒自営業・ガレージ賃貸業をしている。</p> <p>⑦夫である××××氏が所有している農地について、現在の利用状況を把握しているか。又、農地の一部において許可なく農地以外に利用されている状況が認められるが知っているか。</p> <p>⇒私自身のことではないので、はっきりはわかりません。</p> <p>⑧(小委員会役員より質問)申請書にも記載されている所有している農地で畑が3,639㎡あるが、何を作っているのかとの問いに対して。</p> <p>⇒私はよくわかりません。</p> <p>委員より、他に耕作地はどれだけあるのか畑の現状と台帳をしらべるようにとのことでしたので調べました。</p>
---------------	--

	<p>台帳上の現況が畑となっているのが 3,639 m²であり、そこはE棟、中古車販売等に利用されており、違反転用されている。1筆だけ田 1,518 m²があります。現地確認したところ、耕作されていました。以上が聴取した質問とその回答の概要となり、申請人に対し農業や世帯状況等に関して確認を行いました。</p> <p>なお、違反転用に該当する者については、農地等の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行っているとは認められません。</p> <p>事務局といたしましては、申請人である***氏と夫の×××氏は同一生計の同一世帯であり、同一世帯員の×××氏が違反転用に該当する者であるため、農地法第3条の許可要件のうち、同法第2項第1号の全部効率利用要件を満たしていないと判断し、当申請は不許可相当と考えます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議 長（上田会長）	<p>事務局からの説明がありましたように、農地法第3条第1項第1号の要件を満たしておらず、農地等の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことは認められないと判断しており、不許可相当と考えておるところですが、案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p>
吉川作衛委員	<p>不許可になった場合、不服審査の申し立てはできるのか。</p>
事務局長	<p>行政不服審査や訴訟ができます。</p>
吉川作衛委員	<p>ダイレクトに裁判所へ不許可取消しの訴えができるのか。</p>
事務局長	<p>行政不服審査は奈良県へ提出し、訴訟になると橿原市農業委員会を相手に訴訟することになります。</p>
吉川作衛委員	<p>その時の対応は考えているのか。不服申し立ての対応は。</p>
事務局長	<p>手続きの内容を見ての対応となる。法的には説明のとおり理由で不許可にしていますが、こういった形で言って来られるかによって、対応を考えていかなければいけないと思っています。</p>
吉川作衛委員	<p>法律顧問の弁護士に相談は。</p>
議 長（上田会長）	<p>耕作していただけるかわからないので、譲渡することはできないと</p>

	<p>いう判断をしたいと考えています。夫(××××)と同居されているということも確認しているので、××××氏が無断転用している以上、譲受することはできないという判断をしたいと考えています。弁護士との相談の上で呼び出し、調べさせてもらっています。</p>
吉川作衛委員	<p>不許可にする理由として弱くないか。将来に渡って農業をするということであればこの案件自体はOKになるのではないか。</p>
議 長 (上田会長)	<p>ただ、××××氏に事例がなく、農業をするためであれば許可もありえますが、過去の事例があるため譲渡することはできないという判断をしたい。</p>
事務局長	<p>事務局からよろしいですか。先ほどの農地法第3条第2項に、許可は次の各号のいずれかに該当する場合は許可できないとあります。そのできないという理由の中の1番に、全文は割愛させていただきますが、これらのものが取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び牧草地の全てを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行う事が認められない場合というのがあります。現在、耕作に供すべき農地すべてを効率的に現在利用してなかったら、新しく3条の許可をすることができないと一文があります。全てを効率的に耕作しているのかという中で違反転用しているのが、同一世帯の夫である××××氏であるので、耕作すべき農地を全て効率的に耕作していると認められないといえるので条文に適合し、要件を満たしていないため不許可とする形を取っています。</p> <p>今後、農地を耕作していくかどうかは別の話になってきます。聞いている中では、耕作はしています。農機具もあります。他で頼まれた農地を耕作しており、耕作的な能力はあるかと思われま。ただ、許可する要件にあてはまっていない。それは何かと言いますと、耕作すべき農地全てを効率的に利用していないところが要件にあてはまっていないところが、不許可とする位置づけとさせていただいております。</p>
岡本委員	<p>今回は不許可というかたちで、相手がこの不許可に対して異議申し立てをしてくるのか出方をみないと対応等は考えられない。</p>
吉川作衛委員	<p>なぜ旦那の名前で申請しないのか。</p>
議 長 (上田会長)	<p>違反転用に関して周辺の苦情も聞いている。姿勢を正し、農地法通</p>

	<p>りにしてくれたらいいけどもしてない。そこに3条申請が上がってきた。本来、申請者は自分(××××)がしたいがこういう事情があるのでできないので、妻の名前で申請されている。これが、世帯も生計も別であればこういう問題は発生しないと思います。</p> <p>相手側がどういう出方をしてくるかわからないが、弁護士に相談しながら進めていくことになると思います。</p> <p>××××氏は何年も前から違反転用されているし、周囲からの苦情もあるし農業委員としても放っておけない。</p> <p>新たに農地法で申請した農地をまた無断転用するような事態になりかねないと思いますので、不許可相当として考えていきたい。あと裁判にしても応じられるということでもありますので、みなさんのご承認をいただきながら進めていきたいと思います。</p>
<p>議長(上田会長)</p>	<p>それではご意見いただきましたので、採決に入りたいと思います。</p> <p>第1号議案3番の農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、不許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議長(上田会長)</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の3番は 不許可と決定いたしました。</p>
<p>議長(上田会長)</p>	<p>日程第3 第2号議案 農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>第2号議案の1番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議長(上田会長)</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案1番の農地法第3条農地使用貸借権設定許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議長(上田会長)</p>	<p>全員であります。</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>よって、第2号議案の1番は許可と決定いたしました。</p> <p>日程第4 第3号議案 農地法第4条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。1番から4番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案 1番から4番の 農地法第4条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第3号議案の1番から4番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第5 第4号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。1番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第4号議案 1番の 農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第4号議案の1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第6 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件、 日程第7 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件、 については報告 でございます。 各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>その他の案件の 農用地利用集積計画に関する件につきましては、 法人の新規参入でありますので小委員会にかかっております。 この案件について、質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何 でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関 する件について、何かございましたら 質問・ご意見をいただきたい と思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に 関する件に関して、何かございましたら 質問・ご意見をいただきた いと思いますが如何でしょうか。</p> <p>【意見なしとの声あり】</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>その他の案件の 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証 明願いに関する件についてですが、1番から5番は、地区担当推進委 員の 中井 委員より適当である旨のご報告をいただいております。 また、6番及び7番につきましては、地区担当推進委員の 吉川 嘉一 委員より適当である旨のご報告をいただいております。 この案件について、質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何 でしょうか。</p>

【意見なしとの声あり】

議 長（上田会長）

意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。

議 長（上田会長）

その他 農地法第5条農地転用届出の取り消し願に関する件、
については報告 でございます。

各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。

議 長（上田会長）

以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重審議ありがとうございました。

これをもって 7月の農業委員会 総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時50分

農業委員会等に関する法律第27条及び檀原市農業委員会
総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名す
る。

檀原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 吉 川 作 衛

委 員 中 川 眞 一